

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成 9 年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第26条第 3 項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。